

石巻市議会議長交際費の公表に関する取扱い基準

平成20年4月1日 適用

1 趣旨

この基準は、公正で透明な議会運営を進めるための積極的な情報公開の一つとして、議長が議会を代表して外部の個人や団体との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）の情報を、石巻市議会ホームページにより公表することに関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 公表の内容

議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日 当該議長交際費を支出した期日
- (2) 支出区分 石巻市議会議長交際費支出基準に基づく区分
- (3) 支出金額 当該支出した議長交際費の額
- (4) 支出内容 当該支出した議長交際費の内容
- (5) 決算報告 当該議長交際費の決算報告

3 公表の方法・時期

議長交際費の公表は、その月に支出したものについて、翌月の末日までに石巻市議会ホームページに掲載するとともに、石巻市情報公開コーナーに備え閲覧に供することにより行うものとする。

ただし、決算報告については、翌年度の4月末日までに掲載するものとする。

4 個人情報の保護

議長交際費の公表にあたっては、個人情報の保護に十分配慮し、行わなければならない。

5 その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。